

教育訓練給付制度における講座指定の手続きについて

令和2年2月7日

令和元年10月1日付けで行った、教育訓練給付（注）の講座の指定のうち、「介護支援専門員」に関する講座について、厚生労働省の指定の審査に誤りがありました。

令和元年10月1日に創設された「特定一般教育訓練」については、同年8月2日に初めての指定を行いました。その審査の中で、「介護支援専門員実務研修受講試験の試験対策講座」（大原通信教育本部の「ケアマネジャー講座ケアマネジャー合格コースWeb通信」（6月開講予定））については、教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領において「特定一般教育訓練」の対象にならないにもかかわらず、「特定一般教育訓練」として指定してしまったものです。令和2年4月1日付けの指定に向けた審査を行う過程で、令和元年10月1日付けの指定に誤りがあったことが確認されました。

当該講座については、教育訓練実施者と相談の上、特定一般教育訓練としての指定から「一般教育訓練」とする手続きを行いました。

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫びいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

（注）「教育訓練給付」とは、労働者の自発的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した際の、訓練経費の一部を雇用保険により給付するもの。

「特定一般教育訓練給付」は、速やかな再就職と早期のキャリア形成に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請手続を行うことで、受講修了後、受講費用の40%（上限20万円）を支給するもの。

「一般教育訓練給付」は、雇用の安定と就職の促進に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請手続を行うことで、受講修了後、受講費用20%（上限10万円）を支給するもの。

【お問い合わせ先】

人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

若年者雇用推進専門官 白井 美由紀

（代表電話）03(5253)1111（内線5318）

（直通電話）03(3502)2929